令和5年4月11日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和5年4月11日、午前10時00分久留米リサーチセンタービル2階 研修室Eに招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。 出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司	久美	委員	
2番	秋永	憲一	委員	
3番	今村	裕一	委員	
4番	内田	正隆	委員	
5番	江上	哲夫	委員	
6番	大石	敏裕	委員	
7番	甲斐世	ナエ子	委員	
8番	笠	幸夫	委員	
9番	黒岩	純	委員	
10番	古賀	喜治	委員	
11番	後藤	靖子	委員	
12番	末次	龍夫	委員	
13番	中田田	文	委員	
14番	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	修二	委員	
15番	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	弥生	委員	
16番	手島富	富士雄	委員	
17番	冨安	辰行	委員	
18番	鳥越	文生	委員	
19番	中村	裕	委員	
20番	林田	髙夫	委員	
21番	日比生	上 和雄	委員	
22番	深川	嘉穂	委員	
23番	柳	壽祥	委員	
24番	dr 🖂	啓一	禾昌	

欠席委員は無し。

事務局の出席者は9名である。

事務局 皆様、おはようございます。

4月の総会の開催に当たり報告いたします。

本日は、現委員数24名中24名の出席があっておりますので、農業委員会等に関する 法律第27条第3項の規定によりまして、総会は成立しております。

それでは、会長、よろしくお願いします。

議長皆さん、おはようございます。

ただいまより、4月農業委員会総会を開催いたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転、使 用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、1番から4ページ、10番までの10件です。

5ページをお願いいたします。

西部地域、11番から7ページ、22番までの12件です。

8ページをお願いいたします。

使用貸借権設定、東部地域、23番、1件です。

以上、審議番号1番から23番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第 2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該 当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

本議案の審議番号5番及び23番は、新規就農者の取得案件でありますが、聞き取り、 調査の結果については、事前の資料で確認していただいているということで割愛を させていただきます。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員 ナンバー9ですけれども、山林が入っておりますが、これは。

事務局 回答します。

審議番号9番の3筆の山林なんですけれども、こちらは、登記地目が山林となって おりますけれども、農地台帳のほうに畑として登載をなされておりまして、農振、 農用地にも登録されているものでございます。ですので、農地法の許可を得ていた だく必要があると判断いたしまして、今回、許可申請の対象地となったものでございます。

以上でございます。

議 長 いいですか。ありがとうございます。ほかにございませんか。

「なしの声」

議 **長** ほかに質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第1号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員拳手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。

続きまして、第2号議案、農地転用計画変更承認申請についてございますが、審議番号3番につきましては、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてと関連がある案件でございますので、審議番号3番は、第3号議案と一括して議題といたします。

また、審議番号1番及び2番につきましては、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてと関連のある案件でございますので、審議番号1番及び2番は、第4号議案と一括して議題といたします。

それでは、第2号議案、審議番号3番と3号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 9ページをお願いいたします。

第2号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が

提出されたので付議いたします。

西部地域、3番、1件です。

3番、申請地、城島町六町原、田、4 m²。

申請理由、転用事業者及び転用目的を変更するものです。

変更内容、転用事業者が*****氏から*****氏へ。転用目的が、資材置場から敷地拡張(自己用住宅)へ変更するものです。こちらにつきましては、昭和58年3月31日付にて5条許可が出されたものです。第3号議案、審議番号2番と関連案件となっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が 提出されたので付議いたします。

西部地域、1番から3番までの3件です。

1番、申請地、城島町楢津、田、2筆、計543.32㎡。

申請理由、申請地を育苗置場及び露天駐車場として利用するものです。

2番、申請地、城島町六町原、田、2筆、計88㎡。

申請理由、申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種 農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして不許可の例外規 定を適用しております。第2号議案、審議番号3番と関連案件となっております。 3番、申請地、城島町六町原、田、畑、2筆、計465㎡。

申請理由、申請地を貸工場の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認いただいているということで、割愛をさせていただきます。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

なお、採決に当たりましては、第2号議案、審議番号3番と第3号議案に分けて採 決いたします。

それでは、第2号議案、審議番号3番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員拳手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案、審議番号3番は可決されま した。

続きまして、第3号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員拳手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。

続きまして、第2号議案、審議番号1番及び2番並びに第4号議案、農地法第5条 の規定による許可申請についてを一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 9ページをお願いいたします。

第2号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が 提出されたので付議いたします。

西部地域、1番、2番の2件です。

1番、申請地、荒木町藤田、畑、2筆、計3,144㎡。

申請理由、転用目的及び権利の種類を変更するものです。

変更内容、転用目的が一時転用(露天資材置場)から露天資材置場へ、権利の種類が使用貸借権設定から所有権移転売買へ変更するものです。こちらにつきましては、令和4年11月16日付にて5条許可が出されたものです。第4号議案、審議番号10番と関連案件となっております。

2番、申請地、上津町、田、13㎡。

申請理由、転用事業者及び転用目的を変更するものです。

変更内容、転用事業者が******氏から*****、転用目的が道路から露天 資材置場へ変更するものです。こちらにつきましては、昭和58年5月31日付にて 5条許可が出されたものです。第4号議案、審議番号11番と関連案件となっており ます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が 提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から12ページ、7番までの7件です。

1番、申請地、善導寺町与田、畑、973㎡。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地(4区画)として利用するものです。

2番、申請地、田主丸町常盤、田、2筆、計361㎡。

申請理由、申請地を取得して、露天駐車場として利用するものです。農地区分は第 1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外 規定を適用しております。

3番、申請地、田主丸町野田、田、995㎡。

申請理由、申請地を取得して、建売住宅2戸を建築するものです。農地区分は第 1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外 規定を適用しております。

12ページをお願いいたします。

4番、申請地、田主丸町殖木、畑、3筆、計468㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

5番、申請地、田主丸町益生田、田、2筆、計228㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

6番、申請地、北野町千代島、畑、221㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種 農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定 を適用しております。

7番、申請地、北野町仁王丸、畑、141㎡。

申請理由、申請地を取得して、社会福祉施設の敷地を拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

13ページをお願いいたします。

西部地域、8番から16ページ、19番までの12件です。

8番、申請地、荒木町下荒木、田、2筆、計290㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

9番、申請地、荒木町下荒木、田、1,347㎡。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地(5区画)として利用するものです。

10番、申請地、荒木町藤田、畑、3筆、計3,237㎡。

申請理由、申請地を取得して、露天資材置場として利用するものです。第2号議案、 審議番号1番と関連案件となっております。

14ページをお願いいたします。

11番、申請地、上津町、田、畑、5筆、計686㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。第2号議 案、審議番号2番と関連案件となっております。

12番、申請地、小森野 6 丁目、田、263 m²。

申請理由、申請地を借り受けて、分家住宅を建築するものです。農地区分は第1種 農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定 を適用しております。

13番、申請地、藤光町、畑、258㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

14番、申請地、本山1丁目、田、177㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、農業用資材置場及び駐車場として利用するものです。

15ページをお願いいたします。

15番、申請地、城島町内野、田、2筆、計1,918㎡。

申請理由、申請地を取得して、露天資材置場及び車両置場として利用するものです。 農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、 不許可の例外規定を適用しております。

16番、申請地、城島町楢津、田、856㎡。

申請理由、申請地を取得して、共同住宅(1棟8戸)を建築するものです。

17番、申請地、城島町六町原、田、592㎡。

申請理由、申請地を取得して、貸露天駐車場及び貸い草干し場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

18番、申請地、三潴町玉満、田、603㎡。

申請理由、申請地を取得して、共同住宅(1棟12戸)を建築するものです。 16ページをお願いいたします。

19番、申請地、三潴町玉満、田、3筆、計4,125㎡。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地(13区画)として利用するものです。

審議案件は以上となります。

なお、13ページの審議番号10番及び15ページの審議番号15番及び16ページ、審議番号19番、以上の3件につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。 以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいている ということで、割愛をさせていただきます。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。 なお、採決に当たりましては、第2号議案、審議番号1番及び2番と、第4号議案 に分けて採決いたします。

それでは、第2号議案、審議番号1番及び2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員拳手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案、審議番号1番及び2番は可 決をされました。

続きまして、第4号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員拳手

議 長 全員挙手により、第4号議案は可決されました。

なお、審議番号10番、15番及び19番は、許可相当として、県農業会議へ意見聴取いたします。

続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名 簿への登録申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 17ページをお願いいたします。

第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

審議番号、1番の1件です。

1番、申請人、北野町今山、****、経営面積、2万3,666㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は 挙手をお願いいたします。

「なしの声」

長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。 第5号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員拳手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。

続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題とい たします。

事務局の説明を求めます。

事務局 18ページをお願いいたします。

第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進

法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので 付議いたします。

第1区、1番から4番までの4件です。

- 1番、所在地、善導寺町木塚、田、2,767㎡、推進機構への売渡しとなります。
- 2番、所在地、宮ノ陣町若松、田、2,137m²、推進機構からの買入れとなります。
- 3番、所在地、安武町武島、田、2,962m²、推進機構への売渡しとなります。
- 4番、所在地、山本町耳納、田、7筆、計5,249㎡、推進機構からの買入れとなります。

19ページをお願いいたします。

第2区、5番の1件です。

5番、所在地、田主丸町竹野及び田主丸町中尾、田、6筆、計1万2,677㎡、推進機構からの買入れとなります。

第3区、6番から20ページの9番までの4件です。

6番、所在地、北野町大城、畑、598m²、推進機構への売渡しとなります。

7番、所在地、北野町十郎丸、田、2筆、計2,190㎡、推進機構への売渡しとなります。

20ページをお願いいたします。

8番、所在地、北野町十郎丸、田、2筆、計6,621㎡、推進機構への売渡しとなります。

9番、所在地、北野町十郎丸、田、1,373m²、推進機構への売渡しとなります。

以上、審議番号1番から9番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある 方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。 第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員拳手

議 **長** ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決をされました。よって、 久留米市長宛て通知いたします。

> 続きまして、第7号議案、令和5年度最適化活動の目標の設定等の決定についてを 議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 21ページをお願いいたします。

第7号議案、令和5年度最適化活動の目標の設定等の決定について、農業委員会等に関する法律第37条の規定による令和5年度最適化活動の目標の設定等案を作成いたしましたので付議いたします。

第7号議案、別紙のほうをお願いいたします。

まず、概要についてでございますが、農業委員会では、農業委員会の農地等の利用 の最適化活動の目標を設定し、公表することとなっております。情報の公表につい ては、総会での承認を受けた後、国、県並びに農業会議所へと報告するとともに、 ホームページ等で公表することとなっております。

それでは、表紙をめくっていただき、1ページをお願いします。

令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)。

- 1、農業委員会の状況についてでございます。
- 1、農業委員会の現在の体制です。現在の農業委員の人数及びその内訳と推進委員の人数及び地区数を記載しております。

次に、2、農家・農地等の概要について。

数値につきましては、国の耕地及び作付面積統計、農林業センサス、農業委員会の 農家台帳、市農政部の資料等から記載をしています。

2ページをお願いします。

- 2、最適化活動の目標についてでございます。
- 1、最適化活動の成果、目標です。
- (1) 農地の集積についてですが、①現状及び課題として、管内の農地面積8,370 ヘクタールに対して、これまでの集積面積が6,868ヘクタール、集積率は82%となっております。

課題としましては、農地中間管理事業や利用権設定等促進事業を活用し、集積が進

んでいる。今後は、地域の実情に合わせた利用集積を行っていく必要があると記載 しております。

②目標としては、今年度の新規集積面積を37~クタールとし、今年度末の集積面積を6,905~クタール、今年度の集積率を82.5%としております。

次に、(2) 遊休農地の解消についてです。

①現状及び課題としては、1号遊休農地97.7~クタール。内訳としましては、全て緑区分の遊休農地面積となっており、黄色区分の遊休農地は0~クタールとさせていただいております。

なお、緑区分の遊休農地については、草刈り等で耕作できるようになる農地のことです。 黄色区分の遊休農地は、基盤整備事業などの条件整備を必要とするような農地のことになります。

課題としましては、事前に農地の利用状況や農家の意向をしっかりと把握し、農地 が遊休化しない取組を強化する必要があると記載させていただいております。

②目標としては、令和4年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積を記載しております。昨年夏の農地パトロールの結果の97.7~クタールに対しまして、今年度の解消目標面積を19.6~クタールとなります。これは、昨年の農地パトロールのときの遊休農地の面積を5年かけて解消するということで全国一律指導があっていますので、5分の1に割った数字である、19.6~クタールを記載しているものです。

なお、黄色区分の条件整備が必要になる遊休農地はありませんので、解消のための 工程表の策定方針を記載しておりません。

なお、一番下になりますが、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消面積目標は2.9~クタールとなっております。

3ページをお願いいたします。

- (3) 新規参入の促進についてです。
- ①現状及び課題としては、過去3年間の新規参入者の数と面積を記載させていただいております。

課題としましては、新規参入者への営農条件のよい農地をあっせんすることが厳しい状況であり、より多くの農地情報を収集して、提供する仕組みづくりが必要であると記載しております。

目標としましては、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で、 公表する農地面積を71.5~クタールとしております。この71.5~クタールは、過去 3年間の農地法の3条、利用権設定、中間管理事業などで、権利移動があった農地の3年間の、平均が714.9~クタールとなっております。この平均値の10分の1を記載するようにと国の指導があっておりまして、売買と貸し借りの相談があったときには、農地の所有者に、新規参入の方に貸してもいいですかと同意を得て、新規参入者へその旨を公表してくださいということです。そのため、71.5~クタールがその目標面積となっています。

次に、最適化活動の活動目標についてでございます。

- (1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標についてでございますが、最適化活動を行う委員の数は、農業委員さんが中立委員の方を除く22名、農地利用最適化推進委員さんが29人とし、1人当たりの活動日数は月に8日としております。これは、昨年と同じ数値としております。
- (2)活動強化月間の設定目標についてでございますが、普段の最適化活動とは別に活動強化月間の取組を記載することとなっており、遊休農地の解消、新規参入の促進、農地の集積に対して、3回は、取組時期を設定しています。これも国から指導があっておりますので、昨年度同様の記載をさせていただいています。
- (3) 新規参入相談会の参加目標についてですが、新規参入相談会の参加日数とその内訳を記載してます。こちらも4回、新規参入の方への相談会をするということで目標として記載をさせていただいてます。

以上で説明を終わらさせていただきます。

議 長 それでは、質疑はございませんか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。 第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員举手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。 続きまして、第8号議案、久留米市農業委員会事務局規程及び久留米市農業委員会 事務局個人情報管理責任者設置規程の一部改正等についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。

事 務 局 まず議案の説明に入ります前に、概要を説明資料を用いて説明させていただければ と思いますので、お手元のほうに第8号議案の説明資料ということで、A4の表裏 の資料をお渡ししていましたので、そちらをまず御覧いただいてよろしいでしょうか。

こちら、タイトルは久留米市農業委員会の事務局規程及び久留米市農業委員会事務局個人情報管理責任者設置規程の一部改正等についてというタイトルになっておりますが、こちら改正の理由といたしましては、以前、個人情報保護に関するルールにつきましては、国の機関、民間事業者、独立行政法人、自治体、それぞれ異なっておりましたが、その法律や条例が改正されまして、令和5年4月1日より、全国的な共通ルールを制定するというところになってございます。

それに伴いまして、農業委員会においても規程を改正等をしようというところでの、 議案になっております。

こちらありますように、令和5年3月31日以前につきましては、民間事業者であれば個人情報の保護に関する法律、国の行政機関であれば行政機関個人情報保護法、独立行政法人等でしたら独立行政法人等の個人情報保護法、久留米市におきましては久留米市の個人情報保護条例ということで、それぞれで設けておったものを、4月1日以降は全国的な共通ルールを制定するというところで、個人情報の保護に関する法律というものが制定して施行されているというところになっており、久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例というものも、それに合わせて4月1日に施行されまして、法律の施行に際して必要な事項や、最小限の独自保護措置を規定するものを合わせて施行しているものでございます。

改正内容といたしましては、①、②、裏③とございまして、その全国的な共通ルールに基づいて、①久留米市農業委員会事務局規程と、②久留米市農業委員会事務局個人情報管理責任者設置規程、これにつきましては、そこに関連するところに応じて中身を一部改正をするものでして、裏面の③久留米市農業委員会が管理する個人情報の保護等に関する規程につきましては、今回は廃止に至ると。これは独自で設ける必要がないというところで、廃止するものとなっております。

①のほうを説明させていただきますと、久留米市の農業委員会事務局規程で、事務局長の専決事項で個人情報の開示につきましては、久留米市の個人情報保護条例に基づいて行っていたのですけれども、今後は全国的な共通ルールである個人情報の保護に関する法律に基づいて行うというところで、基づく法律のところの記載を変

更するものです。

また、個人情報保護に関する法律の中においては、地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるということで、第12条に規定されておりますので、その保有という文言の変更に変わっておりますので、法律に合わせまして、「保管個人情報」から「保有個人情報」に変更するものとなっております。

また、②です。こちらも事務局においての個人情報の管理責任者を設置する規程な

んですけれども、こちらにつきましても、個人情報保護条例に基づいて置いていた ものを、個人情報保護に関する法律施行条例に基づいて置くように改正するという ところで、何に基づいて管理責任者を置くのかというところが変わりますので、そ この変わる元の文言を改正するものになっておりますが、その中身については、個 人情報の管理責任者は、従前どおり、事務局長であることに変更はございません。 裏面の③番です。こちらは農業委員会が管理する個人情報の保護等に関する規程で、 こちらは実施機関ごとに個別に定める必要があったんですけれども、久留米市の規 程により、全ての実施機関共通の事項を定めますので、改めて農業委員会でその規 程を設けることは必要なくなりますので、廃止するというところになります。 この説明を踏まえまして、22ページの第8号議案の説明に参りたいと思いますが、 久留米市農業委員会事務局規程及び、久留米市農業委員会事務局個人情報管理責任 者設置規程の一部改正等についてということで、個人情報の保護に関する法律が一 部改正されたことに伴い、久留米市農業委員会事務局規程及び久留米市農業委員会 事務局個人情報管理責任者設置規程の一部を改正して、久留米市農業委員会が管理 する個人情報の保護等に関する規程を合わせて廃止したいので、付議いたします。 下の記のところで、久留米市農業委員会事務局規程及び久留米市農業委員会事務局 個人情報管理責任者設置規程の一部を改正する等の規程ということで、1条から 3条まで設けております。

第1条につきましては、久留米市の農業委員会事務局規程の一部改正ということで、 こちら規程の一部を次のように改正しますということで、第6条11号中の「久留米 市個人情報保護条例」、こちらに基づいていたものを、「個人情報の保護に関する 法律」に改めて、「保管個人情報」となっていたものを「保有個人情報」に改める ものでございます。

第2条につきましては、事務局の個人情報管理責任者設置規程の改正でございまして、こちらを第1条中、「久留米市個人情報保護条例第12条」となっていたものを

「久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例第6条」に改めるものでございます。

第3条につきましては、保護に関する規程の廃止ということで、久留米市農業委員会が管理する個人情報の保護等に関する規程を廃止するもので、この規程は公布の 日から施行するとさせていただいております。

23ページ、24ページにつきましては、こちらの新旧対照表ということで、左が現行、右が改正後というところで、下線を引いているところが変更箇所となりますので、こちらにそれぞれ基づいていた個人情報保護条例から、保護に関する法律ということで、基づくものが変わったことに対する文言の変更というところとなっております。

裏面に関しましては、こちらはもう、前段の法律で実施機関を定めるというところになっていますので、改めて農業委員会のほうでは農業委員会として定めるものが必要なくなりましたので、この規程自体を廃止というところになってございます。 先ほどの説明資料でもありましたとおり、4月1日から全国的な共通ルールで、いろんな実施機関取りまとめた分の共通ルールが施行されたことに伴って、法律名が変わりますので、そこを規程の中に埋め込んでいたものを改正するものというところで、捉えていただければいいのかなと思っております。

長くなりましたが、説明は以上となります。

長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は 挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。 第8号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員举手

長 ありがとうございます。全員挙手により、第8号議案は可決されました。 続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

報告第4号、職員の任免について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 質疑はないですか。

「なしの声」

議 **長** それでは質疑がないようですので、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これに異議ございませんか。

「なしの声」

議 **長** 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その 他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

> それでは、ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会 議規則第10条第2項の規定により、11番、後藤靖子委員、23番、柳壽祥委員にお願 いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。